

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

「幼保一体化ワーキングチーム」(第7回会合)開かれる

幼保一体給付の具体的制度設計について(案)が上程され、契約方式、給付の内容などが説明されました。

幼保一体給付については、3歳以上児については、標準的な教育時間、長時間の保育に依りて幼児教育給付・保育給付が支給され、3歳未満児については保育給付されることが示されました。

契約方式については、保育の必要性の認定基準を国が定め、市町村において給付を行なう制度が提案されました。

大日向座長は、具体的な制度設計についてはまったく無視し、前回の会議で提案された制度設計について、0～2歳児のみを行なう施設を保育所として位置づけていることについて再検討するよう個人的見解を述べ、0～2歳児の教育を学校教育法に位置づけるのが無理ならば、こども園法案を学校教育法・児童福祉法を超える法律に位置づけてでも、0～2歳児の教育を法的に位置づけ制度化することに終始こだわった恣意的な運営を行なっていました。学校教育法に定義されている満3歳児からの幼児教育に対する定義を変更し、0歳から位置づけることについて、無藤副座長は、この委員会で議論できるレベルを超えた問題であるという趣旨の発言をされましたが、座長はあと数回会議を継続することを指示されました。

応諾義務については、特別な支援を要する子どもについては議論されましたが、深い議論にはなりません。また、公定価格についても上乗せ分を無制限にすることでなく一定の範囲内で行なうこと、希望者に説明する案が議論されました。

[今号は1枚]

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申し上げます。

※幼保一体化に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛にFAXまたはメールでお寄せください。

FAX : 03-3263-7038 メール : info@youchien.com